

夫婦別姓について 希望者は法の外に 立法府の怠慢

さいたま市 佐藤 達哉

「情けない」

余談から入る。約50年前のこと。中学校の男性の先生が結婚して姓が変わった。世間的にいえば「婿に入った」のである。その事をホームルームでクラス担任から聞いた時に、私など男子生徒の反応は、かすかな笑いだったと記憶している。それは「結婚するため、男なのに女性の姓になるのか。情けない」という反応だったように思う。

「夫婦別姓」について書くこうとした時に、その記憶がよみがえった。「女性は結婚したら、男性の姓を名乗る」という社会の「慣例」「伝統」とされるものの影響が、当時の私や他の男子生徒にあり、それが笑いに繋がったのだろう。女性の先生の姓が変わると、「先生、結婚したんだ」と子ども心にも祝福したのとは大違いだ。先生ごめんなさい。

今から約50年前のことではあるが、「夫婦別姓」実現が大きな社会の課題となっている現在でも、その影響は依然強い。それが「夫婦別姓」実現の妨げになっているのではと思う。強制されたわけではなく、なんとなく、世間の多くがそうだから、「それに従う」「それが無難」という「慣例」「伝統」の空気に包まれている。

現実的な妥協

私は夫婦別姓で子育てをしてきた。長男と長女の二人は成長し社会人になったが、なぜ夫婦別姓にしたのか、改めて聞かれることもない。父親と母親の姓が違うのが二人にとっては、日常生活では当たり前で空気のようなものであったろう。家庭では「お父さん」と呼ばれていたのも、夫婦別姓が原因で家庭内が、もめたこともない。子どもが保育園の時には、他の保護者から姓名で呼ばれ

◆特集 高市政権で女性の地位はあがるのか



懇親会で笑顔の筆者 右端

た経験はない。「○○ちゃん」のお父さんと呼ばれていた。

夫婦別姓について、労働大学まなぶ友の会関東ブロック女性講座で話をしたが、夫婦別姓について意識が高

いわけではない。妻からの希望であり、私はあくまで受け身だったという経緯がある。私も妻からその提案があるまでは夫婦別姓について考えたことはなかった。

その提案について私は受け入れたが、母親は、難色を示した。1931（昭和6）年生まれの母親にとつては、夫の姓を名乗るのが「常識」であった。その母親に対して、夫婦別姓は個人のアイデンティティーの問題だと説得しても納得は難しかっただろう。

どうしたか。現実的な妥協をした。母親の希望で親戚を呼んでかなり大規模に式をやった。母親の務めとして、親戚を、息子の結婚に招待したいとの希望があり、それを認めた。そのかわり、夫婦別姓は黙認してもらった。妻の両親も親戚をたくさん呼んだので、両方の親の面子を立てた。まさに「三方よし」である。今となっては笑い話だが、そのくらい夫婦別姓にするのは、大変な苦勞だったのである。

父親の名前

夫婦別姓なので自治体には婚姻届けは出していない。子どもが生まれる時にまた問題が起きた。両親は婚姻していないので、生まれた子どもは母親の籍に入るが戸籍

には父親の名前が空欄になる。子どもが戸籍を将来必要になる時に備えて、戸籍には、両親の名前を明記しておきたかった。

そこで考えたのが、子どもが生まれた時に、二人の婚姻届を出し法的に夫婦となり、そして子どもの出生届を出した。時期を見て離婚届を出した。これにより、母親の籍に両親の名前が残るというわけである。二人目の子どもの時にも同じことを実行した。記録上は、同じ相手と二度結婚し、二度離婚し、子どもが二人生まれるというテレビドラマも描かない波乱万丈の人生を送ったことになっている。

男性の意識

このようなことを長々と綴るのは、自慢したり面白がっているわけではなく、夫婦別姓が法制化されない弊害を知ってもらいたいからである。夫婦別姓の希望者は法の外に置かれている。法制化されれば私のしたようなこんな行為はしないで済む。

夫婦別姓の問題は女性だけの問題ではない。結婚する女性が、夫婦別姓を望む時に男性は、どう行動するかその意識が問われるのである。先ほども記したように、

結婚した男性の姓にするという世間の「慣例」「伝統」は根強い。その壁を乗り越えようとする時は、まさに二人の力が試されるであろう。

生活上の利便性のため旧姓を法的に位置付ける動きもある。夫婦別姓はあくまで選択なのである。両者の合意があれば実現する。もし、いやなら、どちらかの姓にすればよいのである。それは、個々の生き方であると思う。どれが正しいかではない。

子どもの姓についても触れておきたい。子どもの姓は、母親の姓に統一した。両親の姓にすることも考えたが、長男と長女で、どうして姓が別なのかを、子どもでは理解出来ないだろうと考えて統一した。

このようにして、どうにか子育てを終えることができた。法制度がないための現実的選択ではあるが、いつまでも夫婦別姓を望む人たちに、現実的選択をさせておくことはできない。それは、立法府の怠慢である。大切なのは、自分の姓をどうするのか、夫婦別姓はその選択の幅を広げることである。イデオロギーの問題ではないはずだ。

(さとう たつや)